平成２６年（フ）第３８２号
名古屋市名東区本郷３丁目81番地　ハイネス本郷501号
債務者　栗原　房惠
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７号
長崎県南松浦郡新上五島町青方郷1600番地６、住民票上の前住所長崎県南松浦郡新上五島町浦桑郷1335番地
債務者　鈴木　英子（旧姓松尾）
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２６年（フ）第１７号
北海道苫小牧市澄川町５丁目10番22号
債務者　生田　祐貴
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第３５号
北海道苫小牧市拓勇西町５丁目15番地の26ラ・トゥールⅡ102
債務者　高野真一郎
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第３７号
北海道苫小牧市船見町１丁目２番12号　ブリリアント船見Ａ106
債務者　小松　直文
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第４４号
北海道苫小牧市泉町１丁目10番８号　クローバーハウスＮＯ26―102号
債務者　蓮見　千晴
1　決定年月日時　平成26年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第９３号
茨城県ひたちなか市大字勝倉3433番地　自衛隊
債務者　山本　大輔
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第６号
富山県下新川郡入善町入膳3953番地２
債務者　竹田　敏一
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２６年（フ）第１１１号
石川県野々市市御経塚５丁目39番地　県営22―30、従前の住所金沢市西泉５丁目131番地１
債務者　中川　　眸
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第３３号
長野市三輪６丁目25番４号
債務者　吉田　一則
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第９号
長野県上田市上田原1739番地１　アップルハウスＣ号
債務者　山本三枝子
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第１０号
長野県上田市上田原1739番地１　アップルハウスＣ号
債務者　山本　勝枝
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第２６号
長野県千曲市大字磯部888番地１　ボナール105
債務者　金村敬姫こと　金　　敬姫
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第４３号
長野県千曲市大字寂蒔668番地１　モリタ壱番館202
債務者　柳沢廣布美
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第４５号
長野県千曲市大字八幡6042番地
債務者　花岡　秀栄
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第４８号
長野県千曲市大字若宮406番地５
債務者　片山　好幸
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第２３号
岐阜県可児市今渡2094番地１　サンシャイン服部Ⅱ―105、前住所愛知県北名古屋市九之坪小松54番地　ひかり荘101号
債務者　宮川　智博
1　決定年月日時　平成26年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部